



4月から、すべての人が国民年金に

四月から年金制度が変わります。新しい制度では、ごく一部の人を除き、だれもが国民年金に加入し、その上に厚生年金など職場の年金を乗せするしくみになっています。今号では「新しい年金制度」の加入者編を、また、三月十五日号（お知らせ版）では給付編を紹介します。

サラリーマンも加入

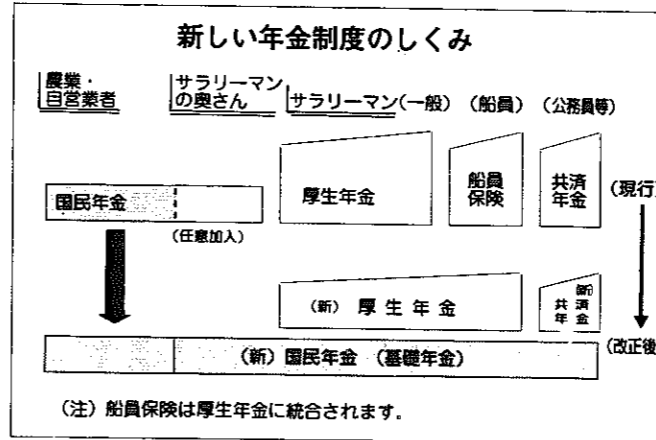
今の国民年金は、農業や自営業の人を対象とし、会社などに勤めるサラリーマンは厚生年金に加入して、その奥さんは希望者だけが国民年金に加入するしくみです。改正された新しい年金制度では「基礎年金」制度が導入されます。基礎年金とは、今までの国民年金に、農業や自営業の人だけでなく

サラリーマンやその奥さんなども含めた国民（被保険者）すべてが加入し、共通の給付として支給されるもので、国民すべてで年金の基礎部分を支えていこうというものです。

加入者は三種類

この結果、国民年金の加入者は
 ① 農業や自営業の人（今までどおり）
 ② サラリーマン（厚生年金とともに加入）
 ③ サラリーマンの奥さん（強制加入）

サラリーマンの奥さん（強制加入）の三種類に分けられます。なお、サラリーマンの奥さんは被保険者としての届け出が必要となります。特に現在、国民年金に加入している人は、急いで「現況届書」を提出してください。
 〈注〉 共済組合や船員保険に加入している人は文中の「厚生年金」を、それぞれ「共済組合」「船員保険」と読み替えてください。



第3号 被保険者

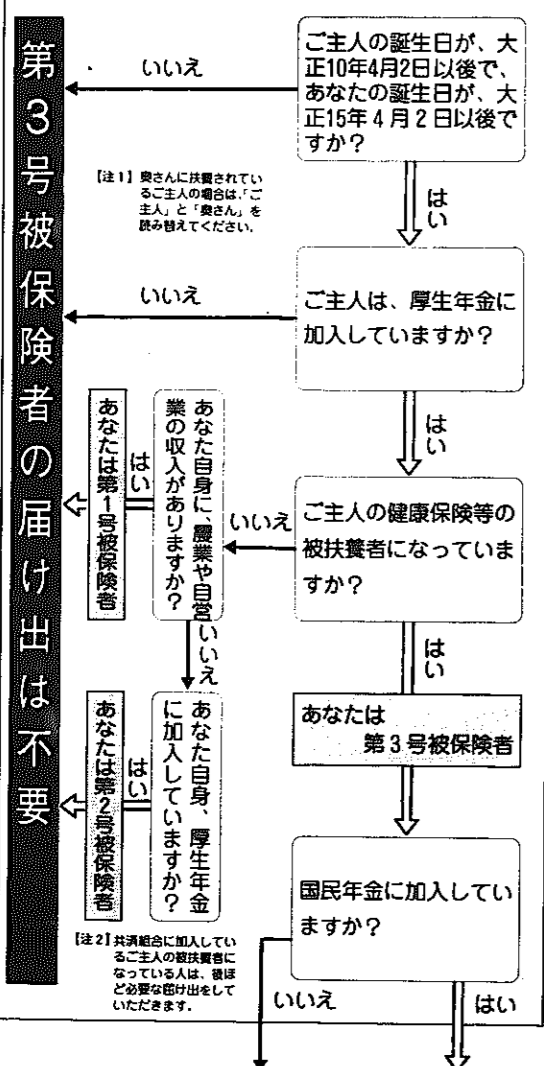


新しい制度では、サラリーマンの奥さんは第3号被保険者として、国民年金に強制加入となります。保険料は、ご主人が加入する厚生年金制度からまとめて納められ、奥さん自身は納めなくてもよいこととなります。この第3号被保険者となるには、福祉事務所所管年金係へ届け出て、確認を受ける必要があります。この手続きを忘れると、奥さん自身から保険料を納めていただくことになったり、将来、年金が受けられなくなったりします。ご注意ください。

サラリーマンの奥さん

「サラリーマンの奥さん」とはご主人が厚生年金に加入しているだけでは、第3号被保険者にはなりません。それは「奥さん自身に収入がなく、ご主人から扶養されている人」ということとなります（奥さんに扶養されているご主人の場合も同じです）。この確認は、健康保険の被扶養者となっている人というものが一応の目安となります。なお、ご主人が共済組合に加入している場合は、共済組合法が国会で可決されましたので、後ほど必要な届け出をしていただきます。

奥さん、あなたは届け出必要？ 不必要？



第1号 被保険者



農業や自営業の人

改正前からの国民年金に必ず加入しなければならなかった農業や自営業の人で、昭和六十一年四月一日に六十歳未満の人（大正十五年四月二日以後に生まれた人）は、新しい年金制度では第1号被保険者となります。加入手続きや保険料の納付は、今までどおりです。なお、六十歳以上六十五歳未満の人や外国に住む日本人、二十歳以上の学生などは、任意加入ができます。

第2号 被保険者



厚生年金に加入している人

現在、厚生年金に加入している人も、新しい制度では第2号被保険者として、新たに国民年金に加入することになります。このため、厚生年金と国民年金の両方に加入することになります。保険料は、厚生年金の分だけ払うこととなります。ご本人が、改めて手続きをする必要はありません。

今すぐに届け出が必要

加入している人

●「現況届書」の提出
 現在、国民年金に任意加入している人には、昨年の十月末ごろに社会保険庁から「国民年金任意加入保険者現況届書」の用紙が送られていますので、今すぐに提出してください。
 〈提出方法〉
 「現況届書」に必要事項を記入し、次のどちらかの方法で提出してください。
 ① ご主人の勤務先の事業主の確認を受け、福祉事務所所管年金係へ届け出てください。（郵送でもかまいません）
 ② ご主人の勤務先で確認を受けない場合は、健康保険証と、ご主人の年金手帳を添えて、直接福祉事務所所管年金係へ持参し、手続きをしてください。

●「現況届書」の用紙が送られていない人
 は保険料を納めなくてもよいこととなります。福祉事務所年金係にある「現況届書」の用紙を使って届け出をするともに、強制加入から任意加入への種別変更の手続きをしてください。

加入していない人

●第3号被保険者の届け出
 現在、国民年金に任意加入していない人は、四月から第3号被保険者として強制加入となるため、届け出が必要です。この届け出をしないと、将来、年金が受けられないことがあります。忘れずに福祉事務所年金係で手続きをしてください。届け出は、原則として四月一日以後となります。

4月1日以後、届け出が必要

届け出は福祉事務所所管年金係（市役所二階・☎〇二二二二二七〇）へどうぞ。